



あだち 広報

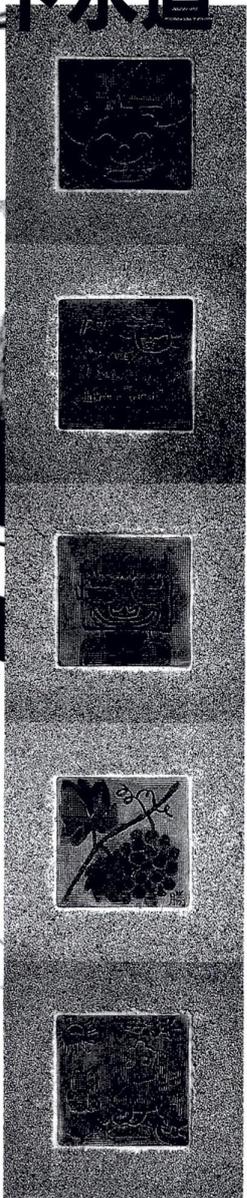
発行/東京都足立区 千120 足立区千住一丁目4-18 ☎(882)1111 編集/企画部広報課

下水道特集号
平成2年3月1日現在

(1面) 道がキャンパス、ぼくらはアーティスト
(2面・3面) お母さん、早く赤くなるといね
(4面) 下水道ができれば

土木部 下水道課
千120 足立区千住本町一丁目17番1号
☎(880)5271

道がキャンパス、ぼくらはアーティスト まちをささえる下水道



写真上はタイルに絵を描くアーティストたち (昨年7月)

「アツ、ぼくの描いた絵だ！」
コミュニティ道路に敷かれたタイルに、
絵がいっぱい！ そんな道路が、南花畑二丁
目の花保小学校前に完成します。
昨年7月、ちびっこからおじいちゃん、お
ばあちゃんまで、まちのアーティストたち615人
が集まってタイルに絵を描き、それを茨城県
空間市のかまて焼き上げました。タイルは1
枚ずつブロックにはめこまれて、いま歩道に
敷く工事が進められています。道のわきに植
えられた草花が四季折々に咲きそろう、文字
どおり花をさえるキャンパスロード、花保ク
レヨン・アベニューがもうすぐお目見えしま
す。

いつか、この道を百遍通れば絵が上手にな
る」なんていう伝説が生れるかも……。
足立区では住民参加のまちづくりが、いま
着々と進んでいます。21世紀を生きる子供た
ちに、住みやすく明るいまちを受け継いでも
らいたい―これは私たちの共通の願いです。
このようなまちづくりを支えるのが下水道。
100パーセント達成を目指して、いま急ピッチ
で工事が進められています。

写真上は花保クレヨン アベニュー
右はそこに敷かれる絵タイルの一部

早く水洗便所が使えるように

足立区の下水道方式には合流式と分流式とがあります。合流式とは、雨水と家庭から出る汚水を1本の下水道管に、分流式とはそれぞれを別々の下水道管に流す方式です。ただし、分流式地域でも、足立区の西部地域については汚水先充方式を採用しています。

汚水先充方式は、汚水管と雨水管を同時に道路に埋設しますが、当初は汚水管のみを使用して水洗便所の利用を可能にし、雨水管は熊の木ポンプ所の完成にあわせて使用するという整備方式です。したがって、ポンプ所完成までの間の雨水排除は、これまでどおり既存の側溝、水路と区の排水場によって行な

ます。

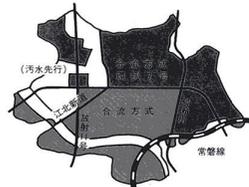
この方式は、熊の木ポンプ所の完成に先立って下水道を整備できることに加え、ポンプ所完成時には、すでに雨水管は埋設されていますので、簡単な取付け工事で下水道による雨水排除が可能となるなどの利点があります。また、ポンプ所完成までの間、大雨が降ったときには、雨水幹線に一時貯留することによって雨水の流出を抑制することもできます。このように多くの利点があることから、汚水先充方式による整備を進めることにしたものです。

お母さん、早くピンク色になるといいね

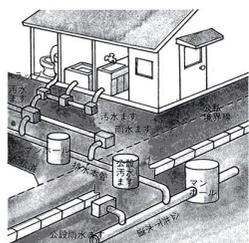
「緑と水の豊かな潤いのあるまち」足立区——川に囲まれた地形を活かして河川公園や親水水路造りが進められています。一方まだ、下水道が整備されていない地域があります。下の地図のピンク色の部分が下水道の完成しているところです。1日も早く、区内の全部がピンク色になるように、がんばっています。



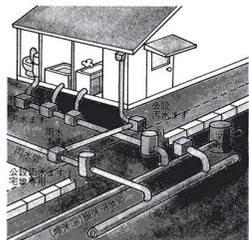
●分流式と合流式の区域



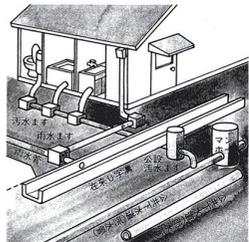
●合流式の配管



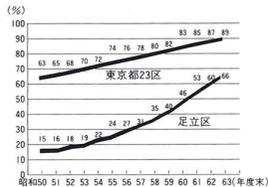
●分流式の配管



●分流式(汚水先充式)の配管

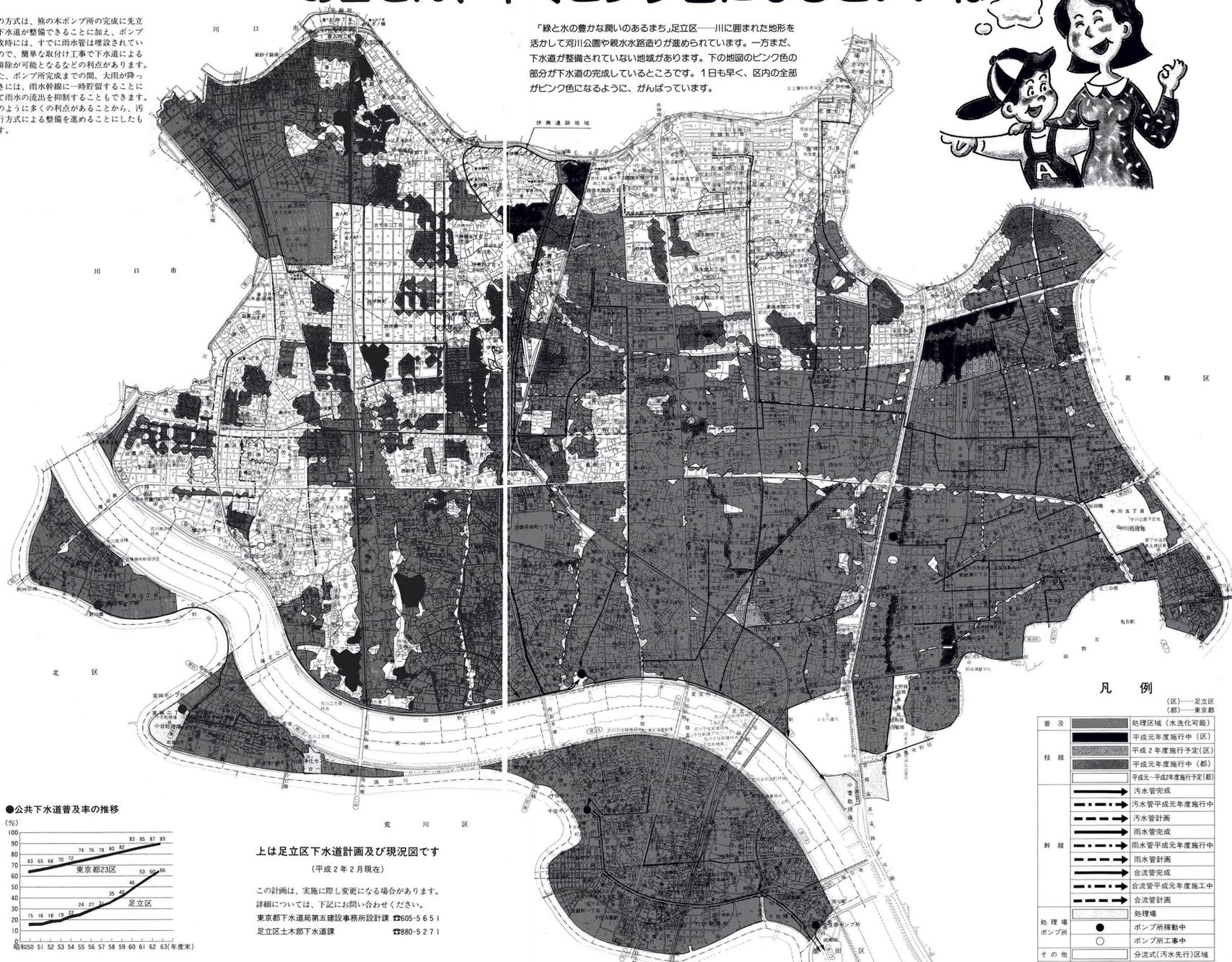


●公共下水道普及率の推移



上は足立区下水道計画及び現況図です (平成2年2月現在)

この計画は、実施に際し変更になる場合があります。詳細については、下記にお問い合わせください。
 東京都下水道局第五建設事務所設計課 ☎605-5651
 足立区土木部下水道課 ☎880-5271



凡例

区	足立区
郡	東京都
管	■	処理区域(水化可能)
枝線	■	平成元年度施行中(区)
	■	平成2年度施行予定(区)
	■	平成元年度施行中(郡)
	■	平成元~平成2年度施行予定(郡)
	→	汚水管完成
	→	汚水管平成元年度施行中
	→	汚水管計画
幹線	→	雨水管完成
	→	雨水管平成元年度施行中
	→	雨水管計画
	→	合流管完成
	→	合流管平成元年度施工中
	→	合流管計画
処理場	■	処理場
ポンプ所	●	ポンプ所稼働中
	○	ポンプ所工事中
その他	■	分流式(汚水先充)区域

公共下水道ができたら……

下水道が使えるようになりますと、その区域は水洗化できる区域として、東京都公報に告示されます。そして各家庭には東京都下水道局からチラシでお知らせします。同時に、下水道料金を負担していただくようになります。

このような地域のみなさんには、告示後3年以内に、くみ取り便所を水洗トイレに改造していただく必要があります。

これらの改造工事を行うには、相当の費用がかかります。

そこで、足立区及び東京都では、みなさんの負担を少なくし、水洗化の普及促進を図るため、助成や融資あっせん制度を設けております。

工事は下水道局が指定する工事店に

助成・融資制度をご利用下さい

区の助成融資制度については土木部計画調整課助成係へ(0800)52208

私道排水設備助成制度

私道を利用している家庭では、下水を公共下水道に流すため私道に排水設備が必要になります。この排水設備をつくる場合一定の条件のもとに区から助成金を受けられます。

条 件	助 成 額
●幅員が1.2m以上の私道であること。	区算定工事費に下記の助成率を乗じて得た額
●2戸以上が共同して排水設備をつくること。	●合流式下水道に接続する排水設備は75%
●区の基準でつくること。	●分流式下水道に接続する排水設備に雨水排水設備として、雨水管を設置する場合
●くみ取り便所(し尿浄化槽を含む)をただちに水洗式トイレに改造すること。	85%
●処理区域となった日から3年以内に申請するものであること。	側溝を設置する場合 80%
	既設側溝を使用する場合 75%

私道整備助成制度

私道の簡易舗装を希望する方は工事費の助成が受けられます。

条 件	助 成 額
幅員が1.2m以上の私道で利用戸数が2戸以上であること。	区算定工事費に下記の助成率を乗じた額
	●道路の両端が公道に接しているもの。 90%
	●道路の一端が公道もしくは幅員1.2m以上の私道に接しているもの。 80%
	●学校、保育所等の公共施設に通ずるものうち、適当と認められるもの。 95%

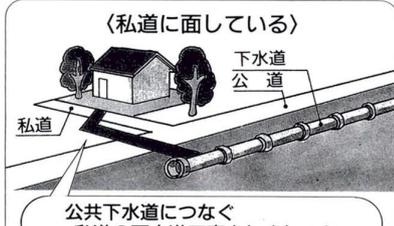
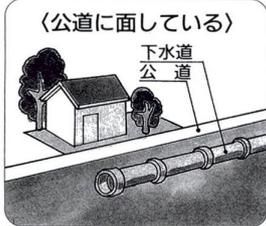
水洗化設備資金融資あっせん利子補給制度

水洗化工事(水洗便所への改造、浄化槽の切り替え、排水設備の設置)にあたって、資金を一時的に支出するのが困難な方に対して区では一定の条件のもとに融資あっせんを行い、利子の一部を負担します。

条 件	融 資	そ の 他
1. 資金を一時に支出することが困難であるが借入金の分割返済能力があると認められること。	1. 5万円以上35万円以内(ただし2家屋以上まとめて水洗便所に改造する方は70万円以内)	1. 都の水洗便所助成を受けている方は、この金額を減じた額が対象となります。
2. 区内に在住し区内で工事すること。	2. 元金均等最高36ヵ月返還	2. 非課税世帯の方には5.7%の利子を負担します。
3. 特別区民税を滞納していないこと。	3. 年利5.7%(内利用者負担2.5%)	
4. 連帯保証人があること。(現にこの融資の連帯保証をしていないこと。)	4. 区取扱金融機関にあっせん	

さあ工事をしましょう

あなたのお宅は？



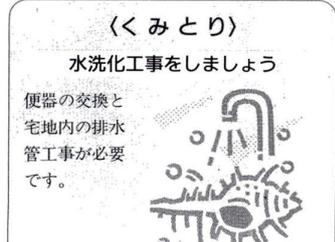
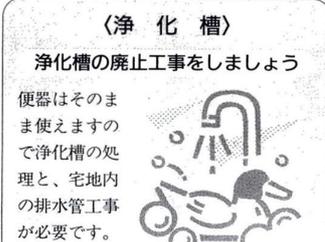
公共下水道につなぐ私道の下水道工事をしましょう

工法等により異なりますが、奥行1m当りおよそ[6~12万円]かかります。
◎条件により次の助成がうけられます。

- 私道排水設備助成制度
- 私道整備助成制度
- 水洗化設備資金融資あっせん利子補給制度

宅地内の工事をしましょう

あなたのお宅のトイレは？



水洗化設備資金融資あっせん利子補給制度

水洗化設備資金融資あっせん利子補給制度

東京都の水洗便所助成制度

東京都の水洗便所助成制度

くみ取り便所を水洗化する場合に、東京都から次のような助成金を受けられます。(必ず工事をする前に申請してください。手続は工事店が代行します。)

助成金の種類	受けられる要件	助成額
一般助成	●水洗化できるようになって3年以内 ●世帯全員の総所得金額が400万円未満の世帯(給与所得の場合、総収入では561万円程度に相当)	45,000円
特別助成	●生活保護世帯と住民税非課税世帯のうち生活にお困りになっていると認められる世帯	239,500円以内

申込先/下水道局小管支所普及係 (602)8822

申請手続は、必ず工事着工前につくってください

問い合わせ相談先	連絡先	電話番号
排水設備・助成金・料金・除害施設について	東京都下水道局北部第一管理事務所小管支所(新田・宮城・小台を除く荒川以北)	☎ 602-8822
	東京都下水道局北部第二管理事務所(新田・宮城・小台のみ)	☎ 906-2411
	東京都下水道局北部第一管理事務所三河島出張所(千住のみ)	☎ 803-4211
下水道の維持管理・埋設位置について	東京都下水道局北部第二管理事務所王子出張所(新田・宮城・小台のみ)	☎ 927-2748
	東京都下水道局北部第一管理事務所足立出張所(荒川以北)	☎ 855-7411